

[当日配布予定の Q&A 集より一部抜粋]

Q1 国内貿易短期信用保険(以下「本保険」という。)とは何ですか。

A 本保険は、中国国内企業が、中国大陸(香港・台湾・澳門を含まない。以下同じ。)で行う売買契約(ファイナンスリースを含む。)又は役務提供契約において、決済期間が短期のものにつき、その債務不履行により生じる損害をカバーする保険です。

Q5-1-1 どのような損失が保険の支払の対象になりますか。

A ①被保険者が保険期間内に財貨を引き渡し、又は役務を提供し【被保険者による履行の提供】、

②本保険契約の保険証券に記載された最長発票期間内に契約の相手方に対し関連発票を発行したにもかかわらず(支払を受けない段階では発票を発行しないケースも多いため、発票を発行しない場合であっても、インボイス、請

求書等が発行している場合は保険の支払対象となります。)
【被保険者による最長発票期間内の発票発行】、

③契約の相手方が支払日に代金を支払わないことによりもたらされた債権に係る損失【契約の相手方による代金未払い】が、保険支払の対象となります。したがって、契約の相手方の破産のみでなく、債務不履行も保険金支払いの対象になります…